

毎週火、金曜日発行(但休日には当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第一〇号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十六年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年六月二十七日

鳥取県監査委員 松本利治  
同 萩原治郎

同	堀江実蔵
同	秋久 勲
記	執行年月日

経営伝習農場	昭和三十七年一月二十日
蚕業試験場	同 十七日
蚕業技術員養成所	同 二十二日
農産加工所	同 三月二十一日
山陰酪農講習所	同 二月七日
東伯蚕業指導所	同 十二月十二日
岩美	同 二十一日
西伯	同 二十六日
鳥取県農業協同組合中央会	同 一月二十四日
米子農業改良普及所	同 二月六日
倉吉	同 十四日
鳥取	同 二十日
経営伝習農場	昭和三十七年一月二十日

監査委員 松本利治

一 組織機構について  
職員は場長以下十三名(内休職一名、炊事婦一名)である。  
本機関は総合的な農業経営伝習農場として、近代農村の中堅青年の育成と合理的農業経営展示による農村の経営技術の浸透に努めているが、従来から阻害条件となつて

ている施設設備の不備と入場生徒数の激減等悪条件も加はって場の運営を阻害している。  
本年度、青年研修館の建設を機会に、本場の効率的運営を企業的酪農経営に求めるべく、これが切り換えに努力して来た。  
二 農場生徒の状況について  
生徒の入場状況は次表のとおりである。

年度	本科	研究生	備考
三三	三八	七	研究生のうち一名は海外訓練生 本科九名のうち二名は十二月退場
三五	三六	九	
三六	九	六	

本年度は本科九名、研究生六名で、このうち二名は十二月に退場しており本場に対する一般認識の啓蒙を行い、生徒の入場を奨励確保することは本場存廃をも決する緊要事である。

三 農場経営の労働実績について  
三十六年十二月末現在の労力関係計画は次表のとおりである。

り、必要人員四、三二〇・七人に対し職員、農場生への依存を二、六三三・五人とし、差引一、六八七・二人を外部雇用で賄う予定であったが、実績は農場生の減少にもかかわらず、計画を上廻る二、七九八人を稼動しこの

しわよせは、農場生の学科計画四四、五日も、その三八%の一七日に圧縮されている実情であるので、日々雇傭賃金予算措置について特に配慮の必要があると認められる。

昭和三十六年度労働実績表 (三六、四一二月)

月	区別	労力計画と実績	生徒労働日数	生徒実習人員(A)	職員労働力(B)	生徒職員労働力(A+B)	外部雇用	単元	実習クラブ	備考
四	実計	三九七	一一三	二九五	二〇四	三九九	三〇八	一五	二二	生徒、職員労働力一日一人を一人役、外部雇用労働力は一日一人を二人役として計算、以下同様
五	実計	三〇七	一五三	二四四	二二二	四六六	二一七	二二	二二	
六	実計	五七三	一四一	三〇〇	一五二	四五二	二五八	二五	二二	
七	実計	五三〇	一三三	二五五	一〇四	三五九	一七〇	一五	二二	
八	実計	四四八	一〇一	二一〇	一〇四	三一四	一七九	一四	一〇	
九	実計	五〇四	一六一	二六五	一八八	四五三	二四九	一四	一一	
十	実計	四〇五	一七五	二八五	二〇〇	四八五	一六〇	四六	二五	

総計	十二	十一
実計	実績	実績
績画	績画	績画
四、三九〇、七	四、四〇四、九	四、四〇四、九
二、四四一、五	二、一八八、五	二、一八八、五
一、一七六、五	一、二七五、五	一、二七五、五
一、一〇一、〇	一、二六六、〇	一、二六六、〇
二、七六〇、〇	二、九三三、五	二、九三三、五
一、六六三、三	一、六六三、三	一、六六三、三
一、五三三、六	一、五三三、六	一、五三三、六
一、七四四、五	一、七四四、五	一、七四四、五
二、四四四、五	二、四四四、五	二、四四四、五
二、三二二、五	二、三二二、五	二、三二二、五

四、部門別経営について

1. 部門別収支計画及び執行状況について  
 計画に対する執行状況は、生産費九三%、収入額七四%で生産費と収入額との均衡を失っている。収支計画及び運営に再検討を加える必要がある。

2. 水田部門について  
 水田の耕種状況は、水稻二八三、〇二アールを主体に、甘藷三、五〇アール、馬鈴薯六、八三アール、紫雲英二二四、三九アール、畦畔大豆二五、九アール、その他自用として大根等を二六、六三アール作付けしていたが、水稻の一アール当りの収量は三五、四七疋で昨年より五、九七疋増加しているもの、圃場附近の推定生産量(五〇、〇八疋)よ

り一四、六一疋下廻っている、生産量の向上に努力を望む。

3. 菜部門について  
 菜の耕作面積は七〇、六六アールで、年間一一二、三四アールの輪作を行い、その殆んどが自給菜として消費しているが、自給を菜圃場としては過大と思われるので、生産農場としての活用につき検討の要がある。

4. 畜産部門について  
 前年度から繰越の成牛三頭、仔牛一頭、計四頭と本年度三頭(成牛二頭、仔牛一頭)を導入し、合計七頭の乳牛のほか、豚七頭、鶏三八羽をもって運営していたが、五項で述べるとおり企業の酪農経営形

果樹経営の概況

5. 果樹部門について  
 果樹経営の概況は次のとおりで、梨、柿の生産計画七、〇〇〇疋にたいし、収量は七、一九五、六疋

体への切り替えと近代的農業生産のモデル農場建設のためには速に計画頭数の乳牛の導入を図るべきである。

で逐年増加している。

なお、梨は南谷農協に出荷し、この代金は、農協よりの精算書により調定収入しているが、まだ収入振替を要するものが、一〇四、四〇四円あった。これは関係歳出予算未令達のために未処理となっていたので、早期に処理すべきである。

区分	作付面積	販		自		給		備考
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	
梨	四	五、二三六	一九六、五三九円	九、六五五	三三〇、〇四四円			
柿	一、九	五〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇七八	一、一〇一、一〇〇			
栗	五〇			一、一七	一、一七〇			
計	一一〇	五、六三六	二〇六、五三九	一、五三三	三三〇、一四四			

6. 飼料部門について

飼料経営面積は、飼料畑一三三アール、収草畑七〇アールで、家畜飼養頭数が少ないため、生産過剰となっている。

なお、本年度採草地として一四〇アールを開墾していたが、これは、畜産部門の項で述べたとおり、本場の経営形切替計画のためであるが飼料の生産と消費にそごを生じないよう配慮の要がある。

五、酪農経営の推進について

畜産、飼料部門でも触れたとおり、農業構造の近代化に伴い、畜産経営を企業的酪農経営形態に改善するため、乳牛三〇頭を導入して農業生産のモデル農場にする計画で、現在飼育けい、養っている七頭(本年度)のほか、昭和三十七年度に五頭を導入しよう予算化しているが、農村推移の実態のテンポに遅れないためと本場生産自給飼料の豊富の点から年次計画を繰り上げるよう予算措置に検討を加える必要がある。

六、施設整備について

本年度事業費一四、八〇二千元(調度品を含む)をもって、耐火構造による近代的な青年研修館の建設工事が進められていたが、内容の整備を図って、施設の効率化に努められたい。

また、豚舎、作業場を整備したほか、一万貫サイロも年度内に完成する計画であったが、なお不足施設の整備についても努力されたい。

七、経理出納その他事務処理について次の点留意された

い。

1. 自給飼料引継の明確化
2. 具有財産台帳副本の整備促進
3. 精液受払の明確化
4. 通勤手当確認簿の整理

蚕業試験場

蚕業技術員養成所 昭和三十七年一月十七日監査  
 監査委員 松 本 利 治  
 同 萩 原 治 郎  
 同 堀 江 実 藏  
 同 秋 久 勲

一、本機関には、蚕業技術員養成所が併設され、各種試験、調査、研究とあわせ、技術員の養成にあたっていた。職員は、前回監査時と同様、場長以下一六名で、一係二部制により、運営に努めていたが、研究員は前年度と比較して一名減員となっていた。これは、前回指摘の研究員の充実強化とは逆の結果となっているので、

とくに検討考慮の要がある。

二 萎縮病防止試験として、本場のほか一六ヶ所の試験地による防止試験とあわせ、本年度は媒介昆虫の薬剤防除試験を実施したほか、集団地養蚕、蚕児の早期診断法、桑園の省力及び桑の新梢露地挿木に関する試験、研究を重点にして実施していたが、実験用機械器具等内部設備は不十分と思われるので、これが整備充実に一層配慮せられたい。

三 養成所の生徒数は本科一名(男子二名、女子九名)、予科二名(女子)で、本科生は既に就職も決っていた。

入所者は年々減少の傾向にあり、これは産業界の現況等原因もあると思われるが、当所の試験研究に要する労務をほとんど生徒に依存しているため、実科が過大である実状もその一原因ではないかと思われるので、所運営については検討考慮を望む。

四 試験ほ場は三〇四・四六アールで、昭和三十三年度以降萎縮病による桑園の改植を一六七アール実施して

整備に努めていた。

しかし、当ほ場は砂質土壌であって、旱害による被害も認められるので、簡易なかんがい施設を設ける等ほ場の維持管理に配慮の要がある。

なお、本年度耕うん機一台を導入しては、場管理に努めているが、養成所生徒の減少に伴い場内労力の不足が認められるので、前記三の実状も考慮し、日々雇用賃金の予算措置について配慮されたい。

五 建物の整備については、前年度の本館整備に引き続き、本年度事業費三、一三九千円をもって第二蚕室を改築するため諸般の準備を進めていたが、第二蚕室の整備についても検討されたい。

六 その 他

- (1) 具有財産台帳副本の整備に努められたい。
- (2) 予算の執行については適期に令達をうけて支出するよう配慮されたい。

農産加工所 昭和三十七年一月二十二日監査  
 監査委員 松 本 利 治



- い。
- 1 県有財産台帳副本の整備を図ること。
- 2 通勤手当確認簿の整理に努めること。
- 3 本機関は明年度より移転する予定であるので、業務及び事務処理については遺漏のないよう要望する。

山陰酪農講習所

昭和三十七年二月二十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 次 郎

同 堀 江 実 蔵

一 職員は前回同様所長以下八名(内一名炊事婦)の少数陣容である。

所長は、大山牧場長を兼ね、立地条件の異なる砂地酪農の技術及び畜産経営の合理化に関する試験、研究並びに指導について努力していた。

しかしながら、本機関の運営、機構整備等については、従来より、しばしば指摘したとおりであるが、昭和三十七年度より中小家畜の総合試験場として新しく

発足する予定であるので、これを機会に充実した試験研究機関として整備し、本県畜産経営合理化の推進につき、関係当局の一層の努力を望む。

二 家畜の飼養管理について

家畜の飼養状況は、年度当初、乳牛七頭(内育成牛四頭)、豚二〇頭(内育成豚六頭、仔豚六頭)、鶏五三六羽(内初生雛三〇〇羽)、山羊一頭であったが、本年度、豚一頭(内九頭は英国よりの輸入のもので本庁購入)を購入し、さらに、所で生産した育成牛二頭、仔豚四〇頭をあわせけい、養って経済飼育等各種試験研究に供するとともに、収支の見とおしをたてて更新又は払下げ処分し、結局、昭和三十七年一月末現在で、乳牛二頭、豚一四頭、鶏一三六羽及び山羊一頭を飼育けい、養っていた。

このうち、乳牛二頭、山羊一頭は年度末までに払下げ処分し、豚一四頭及び鶏一三六羽は昭和三十七年度に発足予定の中小家畜試験場に移管する計画であった。本年度仔豚一五頭、鶏三八羽(成鶏三〇羽、初生雛

八)斃死していたので、家畜の飼養管理については配意の要がある。

(1) 過去五ヶ年間の飼料作物及び厩肥の生産状況は次表のとおりで、実績は年々上昇し、努力のあとが伺われる。

区 分	単 位	三十二年 度	三十三年 度	三十四年 度	三十五年 度	三十六年 度
栽培面積	a	100	120	126	120	120
延面積	㎡	500	550	584	584	581
利用率	%	20	22	22	22	22
青刈総生産量	Kg	3,840	4,070	4,330	4,100	4,330
甘 藷	Kg	2,970	3,160	3,350	3,100	3,330
馬 鈴 薯	Kg	1	1,010	2,200	3,960	3,100
厩肥生産量	Kg	50,000	50,000	1,310	3,120	4,900

(2) 昭和三十七年度より中小家畜試験場として新しく発足予定のもとに、新圃場に主力をおき、二ヘクタールにエン麦、レーブ八〇アール、クローバ類八〇アール、牧草の見本園四〇アールを昭和三十六年十

一月から栽培しているが、地力、環境等をよく調査して、試験研究に遺憾のないよう充分留意することが望まれる。  
四 過去三ヶ年の講習生の状況は

年度	定員	志願者	採用者数	卒業者数	就職状況		
					自営	酪農	官公庁団体その他
三十四年度	一〇	五	五	二	二	一	
三十五年度	一〇	四	四	二	二	一	
三十六年度	八	二	八	卒業見込 二			

で、昭和三十六年度は定員を上廻っていたが、本講習所の廃止等により監査日現在(二月末日)二名となつていた。

なお、講義の実施状況は

区分	三十四年度			三十五年度			三十六年度		
	計画	実績	比率	計画	実績	比率	計画	実績	比率
講義	時間 六〇〇	時間 三七七	四八・八%	時間 六五〇	時間 三七七	四八・八%	時間 六五〇	時間 三五三	五四・五%
実習	時間 一、三〇〇	時間 一、三三三	一〇一・〇%	時間 一、三〇〇	時間 一、三三三	一〇一・〇%	時間 一、三〇〇	時間 一、三六〇	一〇四・六%
講義時間の割合	一 三三%	一 一九・四%	六三・五%	一 三三%	一 一九・五%	六三・五%	一 三三%	一 一八・九%	六四・四%

で、講義時間数は昨年度より増加しているが、計画にたいする実績及び総時間にたいする比率は依然低く、労働過重がまだまだ残された問題のようである。

五 経理出納その他事務について次の点留意されたい。  
1 本年度主管課で購入した家畜の引継は、文書により明確にする必要がある。

2 所外種付科の収納については、前回は述べたとおりであった。  
3 本機関は前述のとおり本年度をもって廃止する予定であるので、業務及び事務処理については遺憾のないよう要望する。

蚕業指導所  
監査力所 執行年月日 監査委員  
東伯蚕業指導所 昭和三十七年二月七日 松本 利治  
岩美蚕業指導所 昭和三十七年二月十二日 松本 利治  
西伯蚕業指導所 萩原 治郎  
堀江 実蔵

西伯蚕業指導所 昭和三十七年二月二十一日 松本 利治  
萩原 治郎  
堀江 実蔵

県下六蚕業指導所のうち、東伯、岩美、西伯の三蚕業指導所の定期監査を実施したが、各指導所とも技術普及に努めるほか桑園の集団化および養蚕協業化の指導にとめていた。しかし、後述するように留意改善すべき事項が見受けられるので、さらに実態に再検討を加え、本県蚕業振興のため一層の努力が望まれる。

一 組織機構ならびに職員管理について  
(1) 職員の配置状況について  
監査を実施した三指導所の職員の配置状況は

所別	職員	普及員	計	備考
岩美蚕業指導所	三名	二名	五名	無給普及員一名を含む
東伯蚕業指導所	六名	二七名	三三名	無給普及員一名を含む
西伯蚕業指導所	六名	二七名	二三名	無給普及員一名を含む

で、前年同様であったが、農業経営の協業化にともない、養蚕経営の協業化、桑園の集団化指導が必要とされるが、現況の職員構成では充分とは思えないので、協業化指導専任職員の配置と現任職員の専門的知識修得のための研修の機会を設けて、指導に万全をきするよう望む。

(2) 普及員について

蚕業技術普及員として、各郡の養蚕農業協同組合職員を知事が任命し、各指導所長の指揮監督のもとに末端指導に当たらしめているが、人事管理権は所属団体にあり、他の普及員制度と比較して変則的で、業務運営に困難性が認められるとともに、人員

数においても均衡を失っているので、関係当局は戸別の指導色彩の多い現在の制度より、県職員による集団指導の方向へ改正するよう検討努力されたい。

なお、普及員は主として旧町村単位に駐在し、業務を担当しているが、担当戸数に著しい差異があるので、配置について再検討を加え、普及業務の円滑をはかる必要がある。

二 業務活動について

(1) 活動状況

監査を実施した蚕業指導所における職員の業務の執行状況は

所別	区分		取締監査	調査技術	講習講話	技術指導	会議打合	その他	計
	年度	比率							
岩美蚕業指導所	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六
東伯蚕業指導所	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六
西伯蚕業指導所	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六

( ) 内は総活動日数に対する比率

一人当たりの業務活動状況

所別	区分		取締監査	調査技術	講習講話	技術指導	会議打合	その他	計
	年度	比率							
岩美蚕業指導所	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六
東伯蚕業指導所	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六
西伯蚕業指導所	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	(七・三%)	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六	三五・三六

で、技術指導、調査技術、講習講話が増加し、会議打合せが減少し、技術指導面に主力が注がれつつあることは結構であるが、農業基本法の制定によって、経営技術の普及浸透はますます緊要であるので、さらに蚕業指導の効率化をはかるよう一層の配意が望まれる。

(2) 農林水産振興計画の遂行について

昭和三十六年の機構改革にともなって、蚕業指導所は地方農林振興局長が指揮統括することになり、市町村における農林水産振興十カ年計画(蚕糸部門)を策定し、この計画遂行につとめているが、計画がばう大であることと、期間が長期にわたっているため、ややもすると机上計画に終るおそれがあると見受けられるので、これが完遂には格段の配意と

00387

(第3種郵便物認可)

00386

(第3種郵便物認可)

努力が望まれる。  
 (3) 蚕煙対策について  
 煙草作付面積の激増によって、桑葉の被害が続出し、養蚕農家の損害は相当額にのぼっている現況から、被害の軽減防止策について慎重に検討し指導の万全を期する必要がある。  
 (4) 桑葉の自給体制について  
 老朽および萎縮病発生にともなう昭和三十六年度

桑園改植に要する桑苗は約一、〇五〇千本で、これにたいし、県内の生産量は五二%の五五九千本に過ぎないので、生産者に対する価格保証等の生産奨励措置を講じて、優良桑苗の自給体制を確立するよう検討考慮の要がある。  
 (5) 省力養蚕の普及について  
 省力養蚕の普及状況は

所別	区	分	春	蚕	初	秋	蚕	晩	秋	蚕	計
岩美蚕業指導所	普条養 桑蚕 及 戸	率数数 (%) (戸)	二二 一三								
東伯蚕業指導所	普条養 桑蚕 及 戸	率数数 (%) (戸)	一三 二五								
西伯蚕業指導所	普条養 桑蚕 及 戸	率数数 (%) (戸)	一七 七九								
計			二二 一三								

で、まだ低調である。労働生産性向上のため全面実施を目標に一層の努力の要がある。  
 三、その他  
 (1) 東伯蚕業指導所は、現在、西伯郡の一部(旧上中

山村、下中山村)を所轄しているが、この地区は米子地方農林振興局の管内であるため、農林構造改善事業および市町村の振興計画樹立等の指導上に種々

問題があるので、検討されたい。  
 (2) 蚕業指導所に対する旅費、需要費等は、地方農林振興局で執行し、その配分状況は

所別	旅費	燃料費	光熱水費	通信運搬費	計	備考
岩美蚕業指導所	七、一五七 (四、五二〇)	一三、四〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	一〇、一五七	注・( )は三七、一、未現在団体負担額
東伯蚕業指導所	一六、八四七 (三九、八一〇)	五九、〇六六	一、一〇〇	三、三〇〇	二四、三七〇	
西伯蚕業指導所	一五、一一三 (六、四四七)	六、八四四	九、一〇〇	七、六六〇	三四、七五六	

で、前年度に比し若干考慮されているが、各所とも配分額が少ないため運営に苦慮しており、なかでも旅費においては関係団体援助に依存している現状

なので、予算措置につき検討考慮されたい。  
 (3) 機動力の配置状況は

所別	自転車	オートバイ	備考
岩美蚕業指導所	二台	一台	
東伯蚕業指導所	一	三	
西伯蚕業指導所	四	三	

であつて、自転車のうちには、相当年数経過しているものがあるので、更新をはかるとともに、オートバイ等の整備充実につき一層努力されたい。

(4) 各指導所とも、地方農林振興局発足にともない、備品の引継ぎが未了であつたので速かに整理されたい。

鳥取県農業協同組合中央会  
昭和三十七年二月二十六日 監査  
監査委員 荻原治郎  
同 堀江実蔵

農業ならびに農協(農協連)の体質改善をはかるため、本年度補助金の交付をうけて実施している別表事業の出納および事業活動につき監査を執行したところ、その結果は、農協組織の整備強化、営農改善指導、監査の実施、農協青年、婦人部活動の促進、役職員の研修および農協講習所の運営等本県農政進展の寄与に努力したが、後述する諸点につき留意検討を要するものがみうけられるので、一層の配意を望む。

一 補助金の交付状況は次表のとおりで、交付決定額二、八二〇、〇〇〇円に対して監査日現在二、〇七七、五〇〇円の交付をうけてそれぞれ事業活動に努めていたが、左の事項については検討善処の要が認められる。

(1) 農業協同組合中央会事業活動促進費(農協講習所分)補助金七五〇、〇〇〇円の交付をうけて運営しているが、これが監査日現在の実態は、補助金交付決定の条件を欠き、会の自己負担はなく、県の補助金のみで賄われていた。

なお、補助金交付申請書には、講習生の養成予定人員、講習時間等の計画を記載させるべきである。

(2) 監査士二名を設置して農協等の監査を実施しているが、年間計画六二組合に対して実績(三七、一、末現在)は三四組合であつたので、さらに計画の推進に努める要がある。

(1) 国庫補助対象事業

事業名	請			補助		事業費	備考
	事業費円	補助金円	中央会負担円	交付決定額円	受入済額円		
経営改善対策費	2,014,000	451,000	451,000	451,000	677,500	2,111,000	
監査士設置費	725,000	250,000	476,000	250,000	677,500	2,111,000	
監査士監査費	101,000	25,000	101,000	101,000	101,000	2,111,000	
監事監査改善対策費	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	2,111,000	
職員養成研修費	1,125,000	25,000	1,125,000	1,125,000	1,125,000	2,111,000	
計	2,947,000	852,000	1,127,000	1,127,000	2,777,000	2,111,000	

(三七・一・末現在)

(2) 単県補助対象事業

事業名	請			補助		事業費	備考
	事業費円	補助金円	中央会負担円	交付決定額円	受入済額円		
組織整備指導事業費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
農業協同組合組織整備指導費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
連合会組織整備指導費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
不振組合刷新指導事業費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
営農指導事業費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
農協青年部協議会費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
農協婦人団体協議会費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
計	2,000,000	200,000	2,000,000	200,000	2,000,000	2,000,000	

(3) 単県補助対象事業(農業協同組合講習所)

事業名	事業費補助金		中央会 その他負担	補助金		事業費 支出額	備考
	申請	補助金		交付決定額	受入済額		
農業協同組合中央会事業活動促進費	1,000,000	500,000	500,000	500,000	500,000	510,000	

二 農業協同組合組織整備指導事業費五〇〇、〇〇〇円  
(全額県費補助)をもって、本年度一〇地区を合併指導重点地区として合併促進に努めていたが、うち一地区が昭和三十七年四月一日を目前に合併の見込みで、他の地区はまだ実現の域に達していない。

また、前年度より繰越しの未合併六地区についても引き続き努力が払われ、本年度二地区の合併を完了し、近く一地区が合併の見込みであった。合併の推進につき一層努力の余地がある。

なお、経済団体の統合についてもさらに努力が望まれる。

三 営農改善対策事業として、指導体制の整備、営農改善計画の樹立、農業協同化指導等に努めているが、関

係機関と連絡を密にし、ことに末端指導機関である農協営農指導員の充実強化につとめて事業活動の促進に一層努力せしめるよう指導の強化が望まれる。

(1) 本年度から三カ年計画で営農改善の遂行に努力しているが、現在、改善計画を樹立した組合数は四一%の七〇組合にすぎないので、さらに計画樹立と事業推進に指導の徹底を期する必要がある。

(2) 昭和三十五年度から農業協同化対策の一環として、農業協同化対策協議会を設けて農業協同化に関する調査研究、計画検討および育成指導等に努めているが、本部門の指導体制は一層強化し、さらに活動の積極化が望まれる。

四 農協婦人部、青年部の結成状況は

年 度	婦 人 部		青 年 部	
	組 織 組 合 数	人 員	組 織 組 合 数	人 員
三 三	一四七	三五、四八三	一〇六	三、八七六
三 四	一四七	三五、四八三	一〇六	三、二六八
三 五	一四七	三三、三一三	一〇三	三、二三九
三 六	一五五			

で、婦人部の組織数は前年度に比較して増加しているが、構成人員は減少している。これは、従来の婦人会すなわち農協婦人部から純農協婦人部へ移行しつつあるためと思われる。

また、青年部は青年層の離農にともない年々減少しているが、農業の転換期に対処するため、農村青年および婦人の強固な団結は一層期待されるので、これが育成指導には格段の努力が望まれる。

五 農協講習所は本年度県より移管され、職員は所長(会長兼務)、次長(組織教育部長兼務)および専任職員二名で運営している。本年度、七五〇、〇〇〇円の県費補助金の交付をうけて

運営しているが、講習生の入所状況は一五名(内一名長欠)で、監査日現在の就職状況は、農協就職が確定したものの三名および内定しているもの四名で他は未定であった。授業は年間計画時間一、〇六五時間に対して三六年一二月末現在の実績は九二七時間であったが、講習生の減少、講師等の制約をうけ、運営に円滑を欠いている面が認められるので、経費の自己負担、講習生および講師の確保等計画運営につき検討考慮の要がある。

農業改良普及所

米子農業改良普及所 昭和三十七年一月二十四日監査  
監査委員 松 本 利 治

倉吉農業改良普及所

昭和三十七年二月六日監査

同	萩原治郎
同	堀江実蔵
同	萩原治郎
同	堀江実蔵
同	秋久勲
同	萩原治郎
同	萩原治郎

鳥取農業改良普及所

昭和三十七年二月十四日監査

同	萩原治郎
同	萩原治郎

県下二三地区に設置されている農業改良普及所のうち、米子、倉吉、鳥取の三普及所につき、所管業務全般にわたり監査を実施した。

その結果、各普及所とも、本県農業生産向上と農家経営の改善のために努めていたが、個々の内容をみると、後述するように留意すべき事項も見受けられるので、さらに検討して農業経営近代化のため、業務推進につき一層の努力が望まれる。

一 普及組織体制について

(1) 監査を実施した三農業改良普及所の職員構成は

農業改良普及所名	定員		現員		特技終了者数	備考
	農業改良普及員	生活改善普及員	農業改良普及員	生活改善普及員		
鳥取	一三名	三名	一三名	三名	四名	ほかに臨時任用職員一名
倉吉	一〇	二	一〇	二	一	右同
米子	一一	二	一一	二	四	右同 生改一名境港兼務

で、旧町村単位に担当して普及活動にあたり、週一回集会日を設けているが、各所とも依然として調査、照

復等の内部事務に追われ、地区協議会より事務補助者の援助を受けている現状であるので、努めて調査、照

復等内部事務を規制して現地活動体制を整えるよう配慮する必要がある。

(2) 農業構造の改善のため農業経営の近代化が強く要望されている現状から、普及員の特技者が強く要望される。しかるに、特技修得者は(1)の表のとおり二六%に過ぎない(三普及所分)。前回の監査でも指摘したとおり、特技普及員の定数確保については、さらに国に対し要請するとともに、県としても普及員の特技化をはかるための研修等について、さらに、格別の配慮を望む。

(3) 現行の普及員は、一般行政職の格付けと同様であるが、職務内容の特異性、とくに特技普及員制度の採用等からして、別途普及職の設定等待遇改善につき関係当局は検討されたい。

(4) 施設、備品の整備は各普及所とも不十分であるが、とくに鳥取普及所は直通電話も設置されていない現状で、業務運営に支障をきたしているこれが早期整備が必要である。

(5) 機動力の配置状況は

普及所名	オートバイ	スクーター	モーターバイク	自転車	備考
鳥取	四	三	一	一九	内使用不能 自転車三台
倉吉	二	二	二	一二	
米子	一	一	三	一七	内使用不能 自転車七台

で、機動力の整備については逐年努力が払われているが、これに対する修繕費、燃料費が少額で、活用

に支障をきたし、地区協議会より援助を受けている現状にあるので、実情に即する予算的配慮が望まれ

る。  
 (6) 事務補助職員を一名宛設置することについて前回も指摘要望したが、一普及所当たり年間約四三、〇〇〇円(国補二九、〇〇〇円)程度の賃金が考慮されているのみである。  
 これでは八カ月ないし十カ月程度の雇用しかできない。

いので、さらに国に対し増額措置を要請しないしは県費で補足するよう考慮されたい。  
 二 普及活動について  
 (1) 昭和三十六年(一月から十二月まで)の三普及所一人当たりの年間勤務時間(農政企画課資料)は、

区分	鳥			吉			米			子		
	年間	一カ月当	百分比									
総時間	二、二四七	一、一九九	一〇〇%	二、三〇〇	一、八六六	一〇〇%	二、一〇三	一、八四四	一〇〇%	二、一〇三	一、八四四	一〇〇%
普及所(内)勤務	九	八	五	二	六	三〇〇%	一五	一三	八七%	一三	一三	一〇〇%
直接農民に接する現地活動	九七	八	八	八	五	六二%	一一六	九三	八〇%	九三	七六	八二%
会議打合せ、審査調査活動	五九四	五	二六	一〇〇	六	六%	二一七	二九	一三%	二九	二六	八九%
研修、連絡、その他	三三七	一九	一〇	一〇七	一七	一六%	三三六	一九	六%	一九	一〇	五二%
指導準備、その他	三二〇	三	一四	三三	三	一三%	三六一	三〇	一〇%	二六	一	四%

で、各所とも現地活動は総時間の五〇%前後で、まだ会議打合せ、審査、所内勤務等に追われている。打合せ連絡等の時間は最小限に止めるよう配慮すべ

きである。  
 (2) 現地活動は個別指導から集団指導に移行しつつあるが、なお、個別指導時間の割合が多いと見受けら

れた。さらに、関係機関ならびて組織団体等との有機的連携を密にして、集団化指導への移行と指導内容の充実強化に一層の配慮が望まれる。  
 (3) 今後の普及事業は、従来の生産技術の普及指導から農業経営の近代化と生活向上安定のための営農指導が必要と思われるので、農政と技術と併行した活動計画を樹立するため、関係機関、組織団体、下部組織、農家個々の営農設計等との関連を充分は、握して普及事業の達成を期する要がある。  
 (4) 生活改善普及員は担当地区が広範なため地域濃密指導とグループ活動に重点がおかれているが、地区内の実態は握につとめて一層指導の徹底をはかられたい。

三 営農指導員との連携について

普及事業を推進するためには、市町村または農協等との連携、強化が必要であるが、農協指導員のうちには兼務職員が多いため、指導体制が確立されていない。県はこれら営農指導員の充実強化について、指導

の徹底をはかり、本事業の推進につとめる必要がある。